

お客さま各位

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」)」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

このような状況を踏まえ、下記のとおりいたしますので、ご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご相談ください。

末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

記

1. みなし入院の取扱いについて

(1)取扱内容

政府方針のとおり「五類感染症」に変更された場合、2023年5月8日に「みなし入院」の取扱いを終了します。

<みなし入院の適用範囲>

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方 (※2)	左記以外の方
医師に新型コロナウイルス感染症と診断された日	2022年9月25日以前	○ (約款上の入院に該当) (※1)	○	○
	2022年9月26日～2023年5月7日		○	×
	2023年5月8日以降		×	×

(※1)約款上の入院とは以下のとおりです。

「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」等をいいます。

(※2)重症化リスクの高い方とは以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

(2)理由・背景

2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症による入院を補償する商品において「みなし入院」を実施しており、2022年9月26日以降は「重症化リスクの高い方」に補償対象を限定しておりました。

「五類感染症」への変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなり、また、現行の「感染症法」の規定を根拠に講じている「入院措置・勧告」等も適用されなくなります。こうした状況を踏まえ、2023年5月8日に「みなし入院」の取扱いを終了します。

なお、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方につきましては、2023年5月8日以降も保険金をご請求いただけますのでご安心ください。

また、疾病を補償する商品において、新型コロナウイルス感染症と診断され、約款上の入院に該当する場

合は、2023年5月8日以降も変わらず入院保険金等のお支払い対象となります。

2. 傷害保険等の特定感染症に関する特約の取扱いについて

特定感染症に関する特約は「感染症法上の一類から三類感染症に該当する感染症」を補償する特約であるため、従来、新型コロナウイルス感染症は保険金のお支払いの対象外となっていました。

新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、2020年2月1日以降、特定感染症に関する特約がセットされている契約に「指定感染症追加補償特約(特定感染症用)」を自動セットすることで、「感染症法(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」を保険金のお支払いの対象としていました。今般の「感染症法」上の位置づけ変更により、上記に規定する感染症に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に発病(※)した場合、以下の特約をセットしている場合でも保険金支払いの対象外となります。

(注)2023年5月7日以前に発病(※)し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

(※)発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

<対象特約>

保険会社	保険種類	特約等
損害保険 ジャパン	傷害総合保険 普通傷害保険 家族傷害保険 積立傷害保険 THE カラダの保険 くらしの安心保険	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約 ・特定感染症特約「後遺障害、入院および通院」、特定感染症特約「葬祭費用」 ・特定感染症危険補償特約「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金支払い用」、特定感染症危険補償特約「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および総裁費用保険金支払い用」
あいおい ニッセイ 同和損保	タフ・ケガの保険 団体総合生活補償保険 学生・こども総合保険	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ・特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約
東京海上日動	団体総合生活保険(傷害補償・こども傷害補償) 総合生活保険(傷害補償) 総合生活保険(こども総合補償) からだの保険(傷害定額) 超保険(傷害定額条項) 特殊な団体傷害保険 普通傷害保険(※3) 家族傷害保険(※3) 学生・生徒総合保険(こども総合保険)(※3) 超保険(総合補償条項・傷害条項)(※3) 個人財産総合保険(※3) 総合家庭保険(※3)	・特定感染症危険補償特約 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約条項 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約条項

★現在のご契約内容は、保険証券・加入者証等でご確認ください。

★詳細は、各保険会社のホームページをご確認ください。

★(※3)新規の引受けを取り止めさせていただいております。

以上

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 静岡法人営業部静岡法人支社
〒420-0031 静岡市葵区呉服町 1-1-2 静岡呉服町スクエア 3F
TEL : 054-254-2411

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 静岡支店企業営業課
〒420-0034 静岡市葵区常磐町 1-7-5
あいおいニッセイ同和損保ビル 6F
TEL : 050-3460-1269

東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店 静岡中部支社
〒420-8585 静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー13F
TEL : 054-254-0281

■お問い合わせ先

株式会社 TOKAI 保険事業部
〒420-0034
静岡市葵区常磐町 2-6-8
TEL : 054-254-8239